

資料6(日中系・居住系・障害児支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的取扱いについては、厚生労働省事務連絡及び千葉県障害福祉サービス課長通知により運用していただいているところですが、令和3年度の取扱いについて、下記のとおりとします。

### 1 就労系サービス（就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業）の臨時的な在宅利用について

①就労移行支援事業、就労継続支援事業の取扱いについては、令和2年度に限ってとっていた臨時的な在宅でのサービス利用の要件緩和の取扱いを、令和3年度以降は常時の取扱いとします。

②就労定着支援事業については、報酬改定により、月1回以上の利用者に対する支援における対面要件が緩和され、併せて月1回以上の支援内容を記載した報告書を関係者間で共有することが要件として加わったため、新型コロナウイルスへの対応に伴う対面支援の要件緩和の取扱いは終了します。

※①及び②の手続き方法等詳細については、別途通知します。

### 2 上記以外について

これまでの事務連絡、通知において期限の定めのないものについては、令和2年度の取扱いを継続します。

取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1報～第9報）」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第1報～第7報）」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

のほか、下記の通知（別紙1～3）を再度ご確認ください。

別紙1 「新型コロナウイルスへの対応に伴う自立訓練（生活訓練）事業の取扱いについて」（令和2年4月13日付け千葉県障害福祉サービス課長通知）

別紙2 「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護事業の取扱いについて」（令和2年4月15日付け千葉県障害福祉サービス課長通知）

別紙3 「新型コロナウイルス感染症に係る報酬改定の臨時的な取扱いについて」(令和2年7月1日付け千葉市障害福祉サービス課長通知(生活介護・短期入所関係))

この取扱いは、今後、国からの通知等により、変更される場合があります。